

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する 条例（案）概要

1 改正理由

「東武曳舟駅周辺地区まちづくり方針」（令和7年9月3日策定）に掲げるまちづくりの実現に向け、「東京都市計画東武曳舟駅前地区地区計画」を都市計画決定（令和8年3月25日）したことから、墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例に当該地区整備計画区域を新たに追加する。

2 改正内容

条例の適用区域に「東京都市計画東武曳舟駅前地区地区計画」に係る地区整備計画区域（裏面「参考図1」）を追加し、同区域における建築物の制限等を定める。

適用区域に加える区域	東京都市計画東武曳舟駅前地区地区整備計画区域
建築してはならない建築物※	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの
建築物の敷地面積の最低限度	500平方メートル。ただし、次に掲げるいずれかの敷地として使用する場合には、この限りでない。 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地 2 歩行者の回遊性及び利便性の向上並びににぎわいのある複合市街地の形成のために設ける公園施設等の敷地
建築物の壁面の位置の制限	東京都市計画東武曳舟駅前地区地区計画の計画図3に示す壁面の位置の数値（裏面「参考図2」）
適用除外	1 落下物に対応する防護として設けるひさし、バルコニー等 2 転落防止に対応する鉄柵等

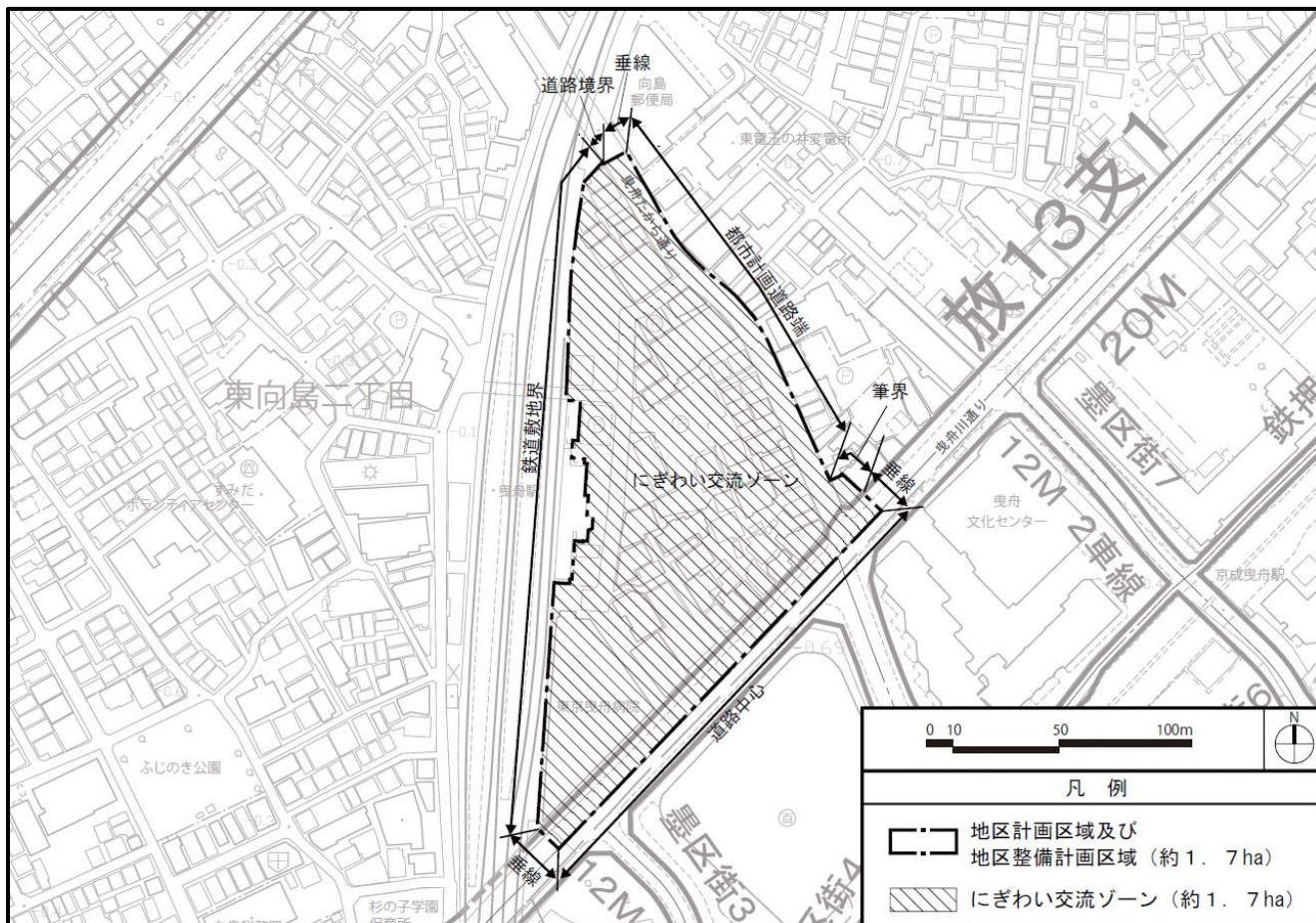
※ 店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物

3 施行期日

公布の日

(参考資料：東京都市計画東武曳舟駅前地区地区計画)

■参考図 1



■参考図 2

